

3. 【令和8年度】経営課題解決事業費補助金のご案内



←申請書
様式等は
市HPへ

経営課題の解決に積極的に取り組む中小企業者を応援する補助成度です。

この補助金の交付申請のためには、次のステップを経る必要があります。申請を検討する方は早めに那須烏山商工会にご相談ください。

1. 那須烏山商工会の実施する個別支援会に申し込む（5月1日から受付開始）

【個別支援会】経営課題解決事業計画の策定等を目的に、商工会の個別支援会を下記のとおり実施します。

◇期日：6/1(月)・6/8(月)・6/22(月)・7/6(月)・7/13(月)・8/3(月)・8/17(月)・8/24(月)・8/31(月)・9/7(月)・9/14(月)・9/28(月)・10/19(月) *。全13回

◇時間：午前10時～正午、午後1時～4時

◇場所：那須烏山商工会（金井2-5-11）

◇費用：無料

◇申込：電話等で那須烏山商工会へ希望する時間帯を申し込む（TEL0287-82-2323）。

※商工会非会員も参加できます。

2. 個別支援会で経営課題を洗い出す。

※2～4のため、個別支援会には複数回参加する必要があります。

3. 個別支援会で経営課題を解決するための計画（経営課題解決事業計画）を策定する

【経営課題解決事業計画】「販路拡大」や「社会情勢への変化への対応」といった経営課題を解決するために実施する事業の計画です。

4. 交付申請（提出先…那須烏山商工会）

◆補助対象事業

経営課題解決事業計画に位置付けられた事業のうち、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 交付申請する年度の2月末日（令和9年2月28日）までに実施するもの。
- (2) 交付申請する年度の2月末日（令和9年2月28日）までに経費の支払を完了する見込みがあるもの。
- (3) 国、県その他団体の補助金等及び他の市の補助金等の交付の対象となる見込みがないもの。
※他の補助金の交付の対象となることを見込める場合は、那須烏山商工会の支援を受けて、他の補助金等の交付申請を目指すことになります。

◆補助対象者

市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業（風俗営業、金融業その他これらに類する事業を除く。）を営んでいる中小企業で、那須烏山商工会の支援を受けて経営課題解決事業計画を策定した者。ただし、次の何れかに該当する者は補助金の交付は受けられません。

- (1) 営む事業が市内の地域経済の活性化に資すると認められない者
- (2) 暴力団、暴力団の統制下にあるもの又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある者
- (3) 市税及び使用料その他の税外収入金のうち市長が別に定めるものの滞納がある者（補助金の申請者が市外の者であるときは、所在市町村に係る滞納がある者）
- (4) 過去においてこの規程の規定に基づき補助金の交付を受けたことがある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める業種の事業を営む者

◆補助内容

補助率	対象経費の2分の1以内
補助限度額	20万円

※補助対象経費の額が20万円に満たない場合は、補助の対象になりません（従って、補助金は10万円～20万円の範囲で支給されます）。

◆補助対象経費

*那須烏山商工会が経営課題解決事業計画の実施に際し必要不可欠と認めたもので、下記の何れかに該当するもの。

*消費税及び地方消費税並びに他の補助金の交付対象となっている経費は対象外。

No.	対象経費	具体例	留意事項等
(1)	建物等の事業拠点の改修（市内で事業を営む事業者が施工するものに限る。）に要する費用	—	・新たな事業拠点の取得に要する費用は対象外。 ・施工は、市内事業者に限るが、設計は市外事業者でも対象になる。
(2)	補助対象事業の用に供する機械設備、備品、ソフトウェア等（汎用性が高く、使用目的が当該補助対象事業に特定できないものとして市長が別に定めるものを除く。）の購入又は借用に要する費用	—	・単なる取替え更新のための購入は対象外。 ・借用、サブスクリプションの場合は、補助対象期間中の利用に対する経費で、支払いが完了するもののみが対象。 ・対象から除かれる「汎用性が高く、使用目的が事業に特定できないものとして市長が別に定めるもの」は次のとおり。 ▶ 機械設備…車両、パソコン、タブレット、事務用プリンター・複合機、パソコン周辺機器、カメラ、テレビ、ラジオ、電話機等 ▶ ソフトウェア…家庭及び一般事務用ソフト（文書作成ソフト、表計算ソフト等）
(3)	パンフレットの作成、広告の掲載、ホームページの作成等の広告宣伝に要する費用	印刷製本費/デザイン費/自社HP構築・改修費/E Cサイトの作成等の広告宣伝に要する費用	
(4)	経営、経理、労務、法務等に関する専門家等への業務委託、相談に要する費用	市場調査・分析委託料/経営・技術のコンサルティング料/士業への相談費用	・国県等の補助金申請を専門家に委託する場合の費用は対象外。
(5)	那須烏山商工会の加入金及び加入した年度の会費		・非会員であったものが新たに入会した場合に限る。
(6)	新商品の開発に要する費用	原材料の調達費/外注加工費/技術指導料	
(7)	従業員の教育や育成に要する費用	研修受講料/教育機関派遣/従業員の資格取得費用/社内セミナーなどの際の講師等謝金	
(8)	従業員の採用活動に要する費用	求人情報掲載費/人材紹介サービス利用料/企業説明会参加負担金	・通常の欠員補充のための採用活動に要する費用は対象外。
(9)	第三者認証、外部評価等の取得に要する費用	審査登録機関に支払う審査登録経費/コンサルティング料	・認証、評価等の継続に要する費用は対象外。

※役員報酬、従業員人件費は対象外です。

※対象経費に当てはまる費用で、具体例に例示のないものについては、市と那須烏山商工会の協議により補助対象とするかを市が決定するものとします。

◆交付申請手続

令和8年10月30日（金）までに那須烏山商工会へ提出してください。

※補助金交付申請に至るまでには、支援会において経営課題の洗い出し・計画の策定・申請書の作成などに関し、複数回の支援を受けていただく必要があります。申請を検討している方は、早めに商工会にご相談ください。

※予算に限りがあります。申請が予定額に達し次第、期限前に申請受付を打ち切る可能性もあります。

※予算に余裕があれば、国等の補助金当の不採択案件に限り期限後の受付が可能になることもあります（この場合も、予め商工会の支援会に参加していたことが要件になります）。

◆よくある質問

Q1 自力で経営課題経解決事業計画を策定し、補助金の交付を受けることはできますか。

A1 できません。必ず、商工会の実施する個別支援会に参加していただきます。

Q2 補助金の交付を受けるためには、いつまでに個別支援会に参加申し込みをすればよいですか。

A2 支援会は6月から10月まで13回程度開催いたします。なお、今年度の交付申請の受付メ切は10月30日(金)ですが、補助金交付申請に至るまでには、支援会において経営課題の洗い出し・計画の策定・申請書の作成などに関し複数回の支援を受けていただく必要があります。支援会の枠に限りもありますので、なるべく早めに商工会にご相談いただくことをお勧めいたします。

Q3 商工会非会員ですが、支援会に参加することはできますか。

A3 商工会の会員でない方も支援会に参加することはできます。なお、市では商工会の豊富な知識と経験に裏付けられた寄り添った支援は、中小企業のみなさまの事業の発展に繋がるものと考えておりますことから、商工会への加入を強く推奨しているところです。なお、商工会の加入金及び加入初年度の会費については、経営課題解決事業計画の補助対象とすることもできますので、ぜひ加入をご検討ください。

Q4 国の補助金は手続きが面倒なので、申請したくありません。最初から経営課題解決事業費補助金を申請する前提で支援会に参加したいのですが、可能でしょうか。

A4 支援会では、まずは、経営課題の洗い出しを行っていただきます。その解決のため実施する事業に関し、他に対象となり得る補助金等がある場合は、先にそちらにチャレンジしていただくことがルールの一つとなっておりますのでご了承ください。

Q5 補助対象とならない「営む事業が市内の地域経済の活性化に資すると認められない者」とは具体的にはどういった者が想定されますか。

A5 本制度の最終的な目的は、本市の産業の振興及び地域経済の活性化です。しかし、次のような業態の場合、市内での顧客獲得があまり想定されず、また取引先もほとんどが市外であると類推されることから、市内の地域経済の活性化への影響は一般には小さいものと判断され、原則として補助金の対象から外すこととしています。

- ・ライター、プログラマー、デザイナー、イラストレーター等のいわゆるフリーランス

- ・実店舗を持たずにインターネットで小売業を営む者

- ・市内には事業に係る事務所のみを設置し、店舗、工場その他の事業の拠点を市外に設置する者

ただし、これらに該当する場合でも、例えば商工会に加入しているなど、市内の経済に積極的に関わっていることを客観的に立証できる方であれば、「市内の地域経済の活性化に資すると認められる者」として補助対象とすることができます。

Q6 補助対象経費となる「経営課題解決事業計画の実施に際し必要不可欠と認めたもの」とはどのようなものですか。

A6 「その機材がないと計画がなりたない」「その事業を行うことが計画のキモである」といったものが必要不可欠なものとして、補助対象になります。計画に直接関係のない費用、例えば計画の趣旨が新商品開発であれば、レジシステムの購入費は対象になりません。また、必要以上にハイスペックな機材、手持ちの機材で代用できることが想定できる場合なども対象から外れます。これらについては、個々の費用つき計画策定の過程で商工会が判断します。

Q7 消耗品の購入費は補助対象になりますか。

A7 なりません。ただし、機械設備等を使用するために必要な消耗品で、当該機械設備等とセットで一体の商品として購入するものは区分することが難しいので、当該機械設備等の一部とみなし補助対象とします。

A8 経営課題解決事業計画の実施は、2月までに終了させる必要がありますか。

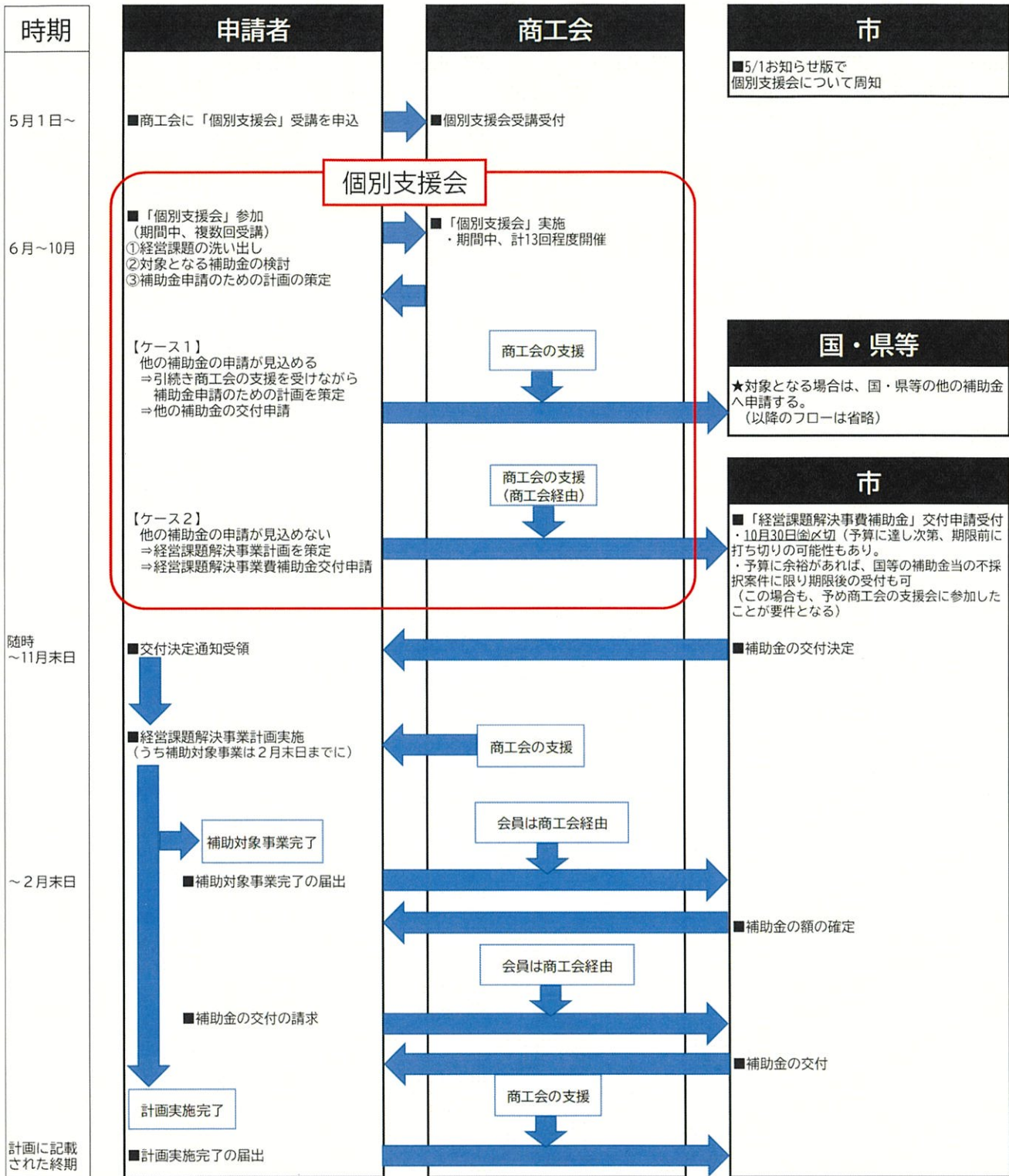
Q8 2月までに終了しなければならないのは、計画に登載した事業のうち、補助金を充てる事業（補助対象事業）だけです。計画全体は、計画に記載された終期までに終了させれば大丈夫です。

A9 補助対象事業は終了し、補助金の交付は受けたのですが、残りの計画について計画に記載した期限までに終了することが難しい状況です。どうすればよいでしょうか。

Q9 まずは商工会に相談し、計画の見直し・変更を行ってください。見直しを行ってもなお事業を終了する見通しが立たない場合、又は、計画を変更することで当初想定した事業の効果が得られなくなる場合などは、補助金の返還を求めることもありますのでご注意ください。

◆スケジュール

【経営課題解決事業費補助金・手続きフロー】



申込・お問い合わせ先

◇経営課題解決事業費補助金に関すること…[那須烏山市役所 商工観光課 商工振興グループ](#)

TEL : 0287-83-1115 Fax : 0287-83-1142 e-mail : shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp

◇個別支援会・経営課題解決事業計画策定支援に関すること…[那須烏山商工会](#)

TEL : 0287-82-2323 Fax : 0287-83-2566 e-mail : nakara_net@shokokai-tochigi.or.jp